

令和 2 年 9 月 18 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2019

課題番号：17K04263

研究課題名（和文）伊・瑞の子どもの権利基盤型アプローチに学び、日本の社会的養護の向上をめざす試み

研究課題名（英文）Attempt to improve Japan's social care by referring to children's rights-based approaches in Italy and Sweden

研究代表者

川名 はつ子（Kawana, Hatsuko）

早稲田大学・人間科学学術院・その他（招聘研究員）

研究者番号：50091054

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：子どもの権利条約に則った家庭で育つ権利の保障とその質の向上のため、日本・イタリア・スウェーデンの比較調査を実施して、わが国でも実行可能な示唆を得る事をめざし、私たちは社会的養護の当事者や、職員へのインタビュー調査を行ない、3か国の制度や実態の把握に努めた。また著名なスウェーデンの画家チャーリー・ノーマン氏からイラストの使用権を買い取り、そのイラストを使用した日本語版の子どもの権利条約の学習教材を出版した。同時期に教材で使用したイラストの巡回展示を約50箇所で開催し、子どもの権利条約の普及啓発に効果を上げた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

子どもの権利擁護をめざして早稲田大学里親研究会を舞台に研究調査しており、そこから広がるネットワークを通じて当事者である里親子、養親子、を中心に、支援者・研究者など多種多様な立場の人々の声を敏感に反映させた研究に取り組むことが出来ている。その成果を家庭や地域、学校など子どもが生活している現場に還元するに当たり、専門家のみならず一般市民の関心を高め、普及啓発を図るために、マスコミ関係者の協力を得ることもできる。このようにして、子どもは原則家庭で育てるといった新しい社会的養育ビジョンの理念に基づき、児童虐待防止への適切な対処が日本社会にも根付くことを期待することが出来る。

研究成果の概要（英文）：A comparative study was conducted between Japan, Italy and Sweden in order to guarantee the right of children to raise at home and improve the quality of childcare in accordance with the Convention on the Rights of the Children (CRC). The purpose of this research is to explore approaches that can be implemented in Japan. We conducted a survey of the legal system related to adoption and foster parents and their historical and cultural origins. In addition, we interviewed young people who used social care such as foster parents and administrative staff in the three countries. We also bought the right to use illustrations from the prominent Swedish painter Charlie Norman, and published a Japanese version of the learning materials for CRC using the illustrations. At the same time, a traveling exhibition of illustrations used as teaching materials was held at about 50 locations, which was effective in raising awareness of CRC.

研究分野：子ども家庭福祉

キーワード：児童虐待防止 子ども権利条約 児童福祉法 社会的養育 里親養育 特別養子縁組 スウェーデン イタリア

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

わが国では国内法を子どもの権利条約に適合させるため児童福祉法を改正し、子どもの権利条約に準拠することを盛りこんだにもかかわらず、子どもの権利擁護は不十分であるとして国連の子どもの権利委員会からたびたび是正勧告を受けている。

殊に生来の家庭で育つことのできない子どもへの代替的養護に関して a) 里親委託の推進および施設養護の小集団化 b) 代替的養護現場の質の監視 c) 親族里親への金銭的支援 d) 子どもの代替的養護に関する国連指針を考慮するよう、具体的に勧告された。それを受けて、厚生労働省は 2011 年「里親委託ガイドライン」を策定し、里親委託の推進を宣言した。にもかかわらず、同省が 2014 年に発表した「社会的養護の現状について」でも、要保護児童 4 万 6 千人のうち乳児院や児童養護施設で育つ子どもが依然として 8 割以上を占め、里親委託率の全国平均は 2 割に届かないままである(厚生労働省 2016)。

しかし都道府県・政令市別の里親委託率に地域格差が目立ち、意識的・地道な里親支援の取組が実効を挙げていることが確認されていた。

2. 研究の目的

子どもの権利基盤型のアプローチにより、あらためて子どもの権利条約を基盤に据えて日本の社会的養護の制度上の問題や実施体制を再検討し、社会的養護下の子ども達の権利擁護の実効を上げることが研究目的とした。

3. 研究の方法

日本国内の里親、養子縁組に関わる当事者団体、支援・研究団体等に出向いて、社会的養護の制度や実態の問題点につき、情報収集や調査研究を行なった。

また、北欧の福祉を代表するスウェーデンと南欧型福祉を代表するイタリアを対象として、研究協力者、分担研究者と共に両国において養子里親に関わる法制度やその歴史文化的成り立ちを調べ、当事者や行政職員へのインタビュー調査も実施して 3 か国比較分析を行なった。

スウェーデンにおける研究協力者：谷沢英夫、中川友生、イタリアにおける分担研究者：オムリ慶子、小谷眞男、藤間公太、三森のぞみの諸氏。

さらに、スウェーデンの画家チャーリー・ノーマン氏からイラストの使用権を買い取って出版した絵本『はじめまして、子どもの権利条約』を研究会や里親研修で用い、同時に全国巡回パネル展を開催して、子どもの権利条約の普及啓発に果たす効果を測定した。

4. 研究成果

3 年にわたる研究の成果は、毎月開催の早稲田大学里親研究会や、子ども家庭福祉分野の学会・研究会、当事者団体の大会や研修の場に随時還元してきた。

その結果、子どもの権利条約についての意識が高まり、現役里親・里親経験者・里子などの当事者、児童相談所の児童福祉司など措置機関の職員、社会福祉士、臨床心理士、弁護士などの集う場が活気を帯びてきている。今後はさらに、行動の変容に結び付ける取り組みが課題である

はじめに

フィレンツェにあるイステイトゥート・デッリ・インノチェンティ（以下、インノチェンティ）は、子どもの教育や養護に関わるさまざまな活動を総合的に行っている。現在は福祉事業の公法人である「対人サービス公社」となっているが、その起源は15世紀に創設されたヨーロッパ最古の捨児専門施設であるインノチェンティ捨児養育院に遡り、1445年に最初の捨児を受け入れて以来、時代の要請に応じて形を変えながらも、一貫して子どもと向き合ってきた稀有な組織であるⁱ。現代におけるインノチェンティの活動は、乳幼児の保育および教育活動、子どもあるいは母子のための居住型施設の運営、子どもと青少年に関するデータ収集と統計分析、およびそれに基づいたプロジェクトの作成、子ども関連の書籍を所蔵する専門図書館の運営、美術館と文書館の運営、アート活動のオーガナイズ、という4つに大別することができる。本報告では、インノチェンティの多面的な活動のうち、社会的養護に関わる を紹介する。

子どもあるいは母子のための居住型施設の運営

現在、インノチェンティが運営する子どもおよび母子のための居住型施設は、「子どもホーム」、「母親ホーム」、母子の自立を支援する「つばめホーム」と「新つばめホーム」の4施設で、いずれもインノチェンティの広大な敷地内に配されているⁱⁱ。各施設の紹介に移る前に、まず、トスカーナ州における居住型施設の概要を見ておくことにしたい。イタリアでは社会的養護における「脱施設化」が進み、大規模施設はすでに廃止されたが、さまざまなタイプの小規模施設が存在しているⁱⁱⁱ。2019年のトスカーナ州子ども青少年資料センターの調査報告によれば、2018年12月31日現在、トスカーナ州には未成年のための保護施設（母子ホームなども含む）が159ある^{iv}。2015年12月31日の時点の119施設よりも増加しているが、この増加分のほとんどは、2015年の14施設から2019年の44施設となった「自律アパート」が占めている。「自律アパート」は、未成年&および新成年（16-21歳）のための施設で、居住者の多くが「保護者に欠ける外国人未成年者」（と新成年）の男子である。タイプ別では「自律アパート」がトスカーナ州で最多の施設となっている。インノチェンティの4施設は、「母子ホーム」および「乳幼児保護ホーム」、あるいは、全施設とも滞在型の社会教育サービスを提供することが記されているので、「教育的コミュニティ」に分類されると思われる。1施設の平均的な受け入れ可能人数は約8名だが、これはタイプによってかなり異なる。居住形態は主に2つあり、家族的な環境の中でごく少数を受け入れる家族型が30%、6、7人を受け入れ、社会教育的なサービスを提供するコミュニティ型が70%とされる。居住する未成年の年齢層は14-17歳が過半を占め（2018年12月31日現在、入居64%、退居54%、居住59%）、インノチェンティの施設が受入対象としている0-6歳児に近い年齢層である0-5歳はそれほど多くない（2018年12月31日現在、入居17.1%、退居22.8%、居住19.4%）。また、計80の運営団体のうち、最も多いのは28の協同組合である。「対人サービス公社」は2つのみで、そのうちの1つがインノチェンティなのであろう。以下では、個々の施設について概観していくことにする。

1. 「子どもホーム」

「子どもホーム」はリビング、ダイニング、バスルーム付きの2寝室から成る。育児放棄やDVなど、心身の成長に害を及ぼすような家族環境にある0-6歳の子どもを、イタリア国籍、外国籍を問わず、7名まで受け入れることが可能である。通常は緊急対応をしていないが、即座の保護が必要な子どもを最大2名まで受け入れることもできる。また、トスカーナ州による内密出産のプロジェクトである「秘密のお母さん」で誕生した子どもも受け入れ対象となる。受け入れは、未成年裁判所の措置委託の命令に基づいて管轄自治体のソーシャルサービス部局が要請する^v。緊急時には（未成年裁判所付きの）共和国検察局が強制介入を行う。「子どもホーム」には、専門の教育士1名が24時間常駐している。教育士は子どもそれぞれのために個別教

育プログラムを作成し、観察したことをソーシャルサービス部局と未成年裁判所に報告しなければならない。着替えやおむつ換えなど、子どもに最も直接的に触れる仕事を行うのは教育士に限られる。清掃やベッドメイキングなどは家事担当員が担い、彼らが夕食と日曜の食事も用意する（平日の昼食は、職員も利用するインノチェンティの付属食堂で一括調理し、各施設に運ぶ）。ボランティア（インノチェンティのボランティア組織がある）もいるが、子どもたちを庭に連れて行くなどの補助的な仕事に従事し、教育士の指示なしには何もすることはできない。2019年見学時のインタビューでは、教育士は業務を委託している協同組合から派遣され、5人勤務体制（午前、午後、夜、夜のバックアップ、休み）で、現状は全員女性だが、男性の教育士の勤務も有り得るとのことであった。「子どもホーム」の役目は、管轄自治体のソーシャルサービス部局および未成年裁判所によって、子どものより恒久的な落ち着き先（実親、里親、養親）が定められるまで、その子どもに安全で安心な場を提供することである。インタビューでも、「子どもホーム」はあくまでも一時的な滞在施設であり、子どもが施設で過ごす期間は長くても2か月程度ということであった。また、詳細は確認できなかったが、インノチェンティ内の他の保育・教育施設と「子どもホーム」の連携活動も行われているようである。

2. 「母親ホーム」

「母親ホーム」はキッチン、リビング、6バスルーム、6寝室から成る。困難な状況にあるにもかかわらず何の支援も得られない、あるいはDVなどにより家族から離れて保護されなければならない妊産婦および母子を、イタリア国籍、外国籍を問わず、受け入れる。7組の母子およびあらゆる妊娠期の妊婦を受け入れることが可能である。管轄自治体のソーシャルサービス部局が入居の要請を行う。「母親ホーム」も「子どもホーム」と同様の仕組みで、教育士は個別教育プログラムを作成し、観察したことをソーシャルサービス部局と未成年裁判所に報告しなければならない。教育士1名が24時間常駐しているが、「子どもホーム」と異なり、担当教育士は女性に限られている。妊婦が安心して出産できる環境を整え（妊婦が生まれた子の認知を望まない場合もその選択の自由を保障する）また、母子が良好な親子関係を築くのを助けること、そして、彼女たちが自己への信頼心を養い、自立的になれるよう支援するのが「母親ホーム」の役割である。居住する女性たちは、自身で育児を行い、自室を整えたりする。家事担当員が料理や清掃を行うが、教育プログラムの一環として、女性たちも共同で食事の支度や共有部分の清掃などに参加し、調理や裁縫を学ぶ機会もある。また、学校教育の取り戻しや職業訓練コースの受講、さらに就業や住居の確保などへの支援も行われる。

3. 「つばめホーム」と「新つばめホーム」

「つばめホーム」はキッチン、リビング、2バスルーム、4寝室から成る。インノチェンティ敷地内にあるが、外部に面した独立の出入口もある。管轄自治体のソーシャルサービス部局が入居の要請を行い、イタリア国籍、外国籍を問わず、4組の母子を受け入れることができる。「つばめホーム」は、心理状況や母子関係に一定の安定を得た母とその子どもたちのための施設で、「母親ホーム」に居住していた母子も、外部からの母子も受け入れている。居住する女性の多くは、家族や親族、友人といった外部の人間関係を構築し、何らかの形で就業している。「つばめホーム」は家庭生活や職業生活をより安定的に行えるような自立性を身につける手助けをする場である。担当教育士は1日に3時間のみ常駐し、調理や清掃などは原則として居住者が行う。利用可能な社会サービスのへのアクセスを促すなど、退所後に女性が自身の生活をよりよくコントロールできるよう支援する。2019年10月には、「つばめホーム」と同種の「新つばめホーム」が、インノチェンティ内の以前はオフィスとして使われていた一画に設けられた。キッチン、リビング、バスルーム、3寝室から成り、3組の母子を受け入れることが可能で、母子の支援施設がさらに拡充されることになった^{vi}。

おわりに

インノチェンティは、創立以来の長い歴史の中で蓄積された豊かなリソースを生かしつつ、地域に密着した保育・幼児教育や児童福祉の実践的な活動を担うとともに、子どもに関する広域的な研究リサーチ活動も行っている。しかも、こうした幅広い活動が互いに連関しているところに、インノチェンティのユニークな立ち位置があるといえよう。インノチェンティを実際に見学した中で特に印象深かったのは庭である。インノチェンティの敷地は非常に広く、一般公開されている美術館部分の背後に実はかなりの規模の庭が存在する(グーグル・マップなどで確認できる)。ブルネッレスキの建築プランも参考にして整備し直したということで、庭に設置されている備品や遊具類はすべて木製、かつ、子どもの想像力を養えるよう非常にシンプルなものに統一されている。スペースがありながら、外部からの視線が巧みに遮られ、インノチェンティの建物以外に庭から見えるのはドゥオーモの円屋根上部くらいという、開放感と安心感を同時に与える空間である。トスカーナ・アプローチで掲げられている物理的な保育・教育空間の重要性を強く実感させられもする。そしてこの庭は、インノチェンティ内の全ての保育・教育施設のみならず、全ての子どもと母子の居住型施設から直接アクセスできるようになっている。外部から隔離されながら高い開放性を持つ庭で、子どもたちはインノチェンティのどの施設に属していようが皆、専門の教育士の保護下にのびのびと遊び回ることができるのである。あらゆる子どもたちに開かれている庭はインノチェンティの活動の象徴のように

ⁱ 対人サービス公社については、小島晴洋・小谷眞男・鈴木桂樹・田中夏子・中益陽子・宮崎理枝『現代イタリアの社会保障 ユニバーサリズムを越えて』旬報社、2009年、104-106頁を参照。インノチェンティの概要と歴史については、オムリ慶子「インノチェンティ捨子養育院における『養護』(cura)が持つ意味の変遷 1400年代から1900年代へ」『教育学論究』第11号(関西学院大学、2019年)、15-25頁と、同論文に挙げられている文献を参照されたい。

ⁱⁱ 施設の概要は、Istituto degli Innocenti, Carta dei servizi delle Strutture di Accoglienza, 2013と2019年9月10日に筆者1名で行った見学時のインタビューに基づく。

ⁱⁱⁱ 「脱施設化」の概要は、小谷眞男「第4部1 児童・家族」前掲『現代イタリアの社会保障』201-204頁。本稿の以下の社会的養護のための施設に関する記述や訳語は、小谷眞男「イタリアにおける『脱施設化』 児童施設の現状分析を中心に」『社会保障研究』Vol. 2 No. 2・3 (2017年) 249-262頁に多くを負っている。データについては、同論文に加え、Centro regionale di documentazione per l'infanzia e l'adolescenza, Le caratteristiche dell'accoglienza nei servizi residenziali per i minori in Toscana. I dati dei sistemi informativi regionali ASSO e ASMI al 31 dicembre 2015. Rapporto statistico, 2016; Idem, L'accoglienza nelle strutture residenziali per minori in Toscana. I dati dei sistemi informativi regionali ASSO e ASMI. Anno 2019 Elaborazioni su dati al 31 dicembre 2018, 2019を参照した。

^{iv} 以下のトスカーナ州に関するデータは、Centro regionale di documentazione per l'infanzia e l'adolescenza, L'accoglienza nelle strutture residenziali, pp. 9-18による。

^v 未成年裁判所については、小谷眞男「第3章 子ども・家族・司法 日本の家庭裁判所とイタリアの未成年者裁判所を比較する」『子ども学』第8号(2020年) 69-86頁。

^{vi} インノチェンティのウェブサイト内の"Nuova Casa Rondini, l'Istituto degli Innocenti ha inaugurato la quarta struttura di accoglienza" (11 ottobre 2019)

<https://www.istitutodegliinnocenti.it/content/nuova-casa-rondini-listituto-degli-innocenti-ha-inaugurato-la-quarta-struttura-di-0>より。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計16件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 川名はつ子、前川知洋、若狭一廣、伊藤龍仁	4. 巻 vol.10
2. 論文標題 座談会 障害のある子ども達にとっての自立支援とは 現場取材を終えて 2020年3月 pp. 93-99	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 社会的養護とファミリーホーム；日本ファミリーホーム協議会 監修；『社会的養護とファミリーホーム』編集委員会 編	6. 最初と最後の頁 93-99
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 オムリ慶子	4. 巻 第11号
2. 論文標題 インノチェンティ捨子養育院における『養護』(cura)が持つ意味の変遷 1400年代から1900年代へ	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 関西学院大学 教育学論究	6. 最初と最後の頁 15-25
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小谷眞男	4. 巻 第3号
2. 論文標題 子ども・家族・司法 日本の家庭裁判所とイタリアの 未成年者裁判所を比較する	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 子ども学	6. 最初と最後の頁 69-86
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤間公太	4. 巻 0
2. 論文標題 イタリア 第9章 『脱施設化社会』イタリアから日本の社会的養護への示唆	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ISBN: 9784845115976 小谷眞男・横田正顕編『新 世界の社会福祉 第4巻 南欧』旬報社 所収.	6. 最初と最後の頁 181-197
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中川友生	4. 巻 29
2. 論文標題 「家庭養護における里親の体罰・しつけに関する意識」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 子どもの権利研究29 日本評論社 所収	6. 最初と最後の頁 253-254
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中川友生	4. 巻 201
2. 論文標題 子ども・若者からみた養育者からの体罰等の問題 - 若者を対象とした子ども期の家庭における体罰等の実態・意識調査から見えてきたもの - 」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 季刊教育法	6. 最初と最後の頁 82-89
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中川友生	4. 巻 30
2. 論文標題 代替的家庭養護 (里親家庭) に育つ子どもの体罰等に関する意識元里子へのインタビュー調査より	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 子どもの権利研究 日本評論社 所収 .	6. 最初と最後の頁 257-267
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中川友生	4. 巻 64
2. 論文標題 子どもの『安全な養育への権利』の理念形成と課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 早稲田大学大学院文学研究科紀要	6. 最初と最後の頁 159-173
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川名はつ子	4. 巻 第349号(5月号)
2. 論文標題 うっかりやりがちな「子どもの権利」侵害	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 月刊クーヨン	6. 最初と最後の頁 pp.22-29
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川名はつ子、佐賀豪、前川知洋、若狭一廣	4. 巻 9
2. 論文標題 座談会 発達障害のある子ども達の教育と自律について考える	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 社会的養護とファミリーホーム (日本ファミリーホーム協議会 監修 ; 『社会的養護とファミリーホーム』編集委員会 編/創英社)	6. 最初と最後の頁 pp.44-52
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川名はつ子、若狭一廣	4. 巻 9
2. 論文標題 現場の実践報告 この指と一まれ 惣万佳代子理事長に聞く	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 社会的養護とファミリーホーム (日本ファミリーホーム協議会 監修 ; 『社会的養護とファミリーホーム』編集委員会 編/創英社)	6. 最初と最後の頁 pp.90-97
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 若狭一廣、川名はつ子、前川知洋、佐賀豪	4. 巻 9
2. 論文標題 取材 北海道浦河町を訪ねて 医療法人薪水 浦河ひがし町診療所院長 川村敏明氏に聞く	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 社会的養護とファミリーホーム (日本ファミリーホーム協議会 監修 ; 『社会的養護とファミリーホーム』編集委員会 編/創英社)	6. 最初と最後の頁 pp.105-113
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川名はつ子	4. 巻 22
2. 論文標題 地域でみんなで子育て！ - 子どもの社会的養育の新ビジョンと子育て世代包括支援センター事業、成育基本法を視野に入れて日本地域福祉研究所：14-22（依頼原稿）	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 コミュニティソーシャルワーク	6. 最初と最後の頁 14-22
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川名はつ子、佐賀豪、前川知洋、若狭一廣	4. 巻 vol.9
2. 論文標題 特別企画 『発達障害』のある子どもの養育 テーマ【座談会】発達障害のある子ども達の教育と自立について考える	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 社会的養護とファミリーホーム	6. 最初と最後の頁 44-52
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川名はつ子、若狭一廣	4. 巻 vol.9
2. 論文標題 【現場の実践報告】このゆびとーまれ 惣万佳代子理事長に聞く	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 社会的養護とファミリーホーム	6. 最初と最後の頁 90-97
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 若狭一廣、川名はつ子、前川知洋、佐賀豪	4. 巻 vol.9
2. 論文標題 【現場の実践報告】北海道浦河町を訪ねて 浦河ひがし町診療所 院長 川村敏明氏に聞く	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 社会的養護とファミリーホーム	6. 最初と最後の頁 105-113
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計17件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 川名はつ子
2. 発表標題 早稲田大学里親研究会の10年余の歩み
3. 学会等名 第65回日本社会福祉学会秋季大会 首都大学東京
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 早稲田大学 川名研究室
2. 発表標題 絵本から見る子どもの権利 - スウェーデンの画家からの贈り物（パネル展示）
3. 学会等名 子ども虐待防止学会第23回学術集会千葉大会（幕張メッセ）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 川名はつ子、杉山葉奈、松本素子、中嶋一郎
2. 発表標題 全国の自治体におけるフレンドホーム制度の基礎的研究 - 実態調査と機縁法による半構造化面接調査（ポスター発表）
3. 学会等名 日本子ども虐待防止学会第24回学術集会岡山大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 谷沢英夫
2. 発表標題 パネルトーク「子どもの権利条約を考える イラストを通じて」
3. 学会等名 人間総合研究センター シンポジウムイラスト展「絵本から見る子どもの権利 ～スウェーデンの画家からの贈り物～」
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 落合まどか、中嶋一郎、矢野景子、川名はつ子
2. 発表標題 (ポスター発表) 子どもの権利に関する意識変容 スウェーデンの画家のイラストが果たす役割
3. 学会等名 第71回日本保育学会(仙台 宮城学院大学)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 中嶋一郎、川名はつ子、矢野景子、庄司みゆき、前田和代
2. 発表標題 (自主シンポジウム) 子どもの権利条約と保育実践の質のつながりを考える 養成・福祉・保育現場の視点から -
3. 学会等名 第71回日本保育学会(仙台 宮城学院大学)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 川名はつ子、原田茂喜、松本素子、中嶋一郎
2. 発表標題 (公募シンポジウム) 18歳過ぎた子どもたちの居場所を地域に！ 社会的養護 + 未満の若者たちの20歳以降に必要なサポートとその在り方
3. 学会等名 日本子ども虐待防止学会第25回学術集会ひょうご大会(神戸市、神戸国際会議場)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 中嶋 一郎、川名 はつ子、矢野景子、前田和代、舟山千佳
2. 発表標題 (自主シンポジウム) 子どもの権利条約と保育実践の質のつながりを考える 養成・福祉・保育現場の視点から -
3. 学会等名 第73回日本保育学会 奈良教育大学 コロナ禍により中止、提出した抄録をもって発表と見做す
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 中川友生
2. 発表標題 家庭養護における里親の体罰・しつけに関する意識
3. 学会等名 2017年度子どもの権利条約総合研究所研究総会、早稲田大学
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 中川友生
2. 発表標題 家庭養護における『安全な養育への権利』について - 里親の体罰・暴力に関する意識
3. 学会等名 第65回日本社会福祉学会秋季大会 首都大学東京
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 中川友生
2. 発表標題 (講演) 家庭でいかす子どもの権利条約
3. 学会等名 埼玉県・一般社団法人埼玉県里親会共催 埼玉県虐待防止条例及び子どもの権利条約に関する研修会、熊谷市文化創造館さくらめいと
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 中川友生
2. 発表標題 (講演) 家庭でいかす子どもの権利条約
3. 学会等名 埼玉県・一般社団法人埼玉県里親会共催 埼玉県虐待防止条例及び子どもの権利条約に関する研修会、川越市南公民館、
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 中川友生
2. 発表標題 (講演) 家庭でいかす子どもの権利条約
3. 学会等名 埼玉県・一般社団法人埼玉県里親会共催 埼玉県虐待防止条例及び子どもの権利条約に関する研修会, 戸田市文化会館
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 中川友生
2. 発表標題 (講演) 家庭でいかす子どもの権利条約
3. 学会等名 千葉県里親会市川支部総会, 市川児童相談所
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 中川友生
2. 発表標題 代替的家庭養護(里親家庭)に育つ子どもの体罰等に関する意識 - 元里子へのインタビュー調査より
3. 学会等名 2018年度子どもの権利条約総合研究所研究総会、早稲田大学
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 中川友生
2. 発表標題 家庭養護に育つ子どもの養育者からの体罰等に関する意識 - 元里子へのインタビュー調査より
3. 学会等名 第66回日本社会福祉学会秋季大会、金城学院大学
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 中川友生
2. 発表標題 若者の子ども期の家庭における体罰等の実態・意識についての研究 - 若者対象の家庭における体罰等に関する実態・意識調査から見えてきたもの
3. 学会等名 2019年度子どもの権利条約総合研究所研究総会、早稲田大学
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 川名はつ子監修、チャーリー・ノーマン イラスト、条文監訳 玉村公二彦、	4. 発行年 2017年
2. 出版社 東海教育研究所 発行、東海大学出版部 発売	5. 総ページ数 86
3. 書名 はじめまして、子どもの権利条約 第2刷	

1. 著者名 監修 川名はつ子 イラスト チャーリー・ノーマン、編集翻訳 中川友生、山藤宏子	4. 発行年 2020年
2. 出版社 東海教育研究所発行、東海大学出版部発売	5. 総ページ数 88
3. 書名 はじめまして、子どもの権利条約 第2版	

1. 著者名 川名はつ子監修、チャーリー・ノーマン イラスト、編集翻訳 中川友生、山藤宏子	4. 発行年 2020年
2. 出版社 東海教育研究所発行、東海大学出版部発売	5. 総ページ数 64
3. 書名 はじめまして、子どもの権利条約 ワークブック	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	オムリ 慶子 (Omuri Keiko) (20193823)	関西学院大学・教育学部・教授 (34504)	
研究分担者	小谷 眞男 (Kotani Masao) (30234777)	お茶の水女子大学・基幹研究院・教授 (12611)	
研究分担者	三森 のぞみ (Mitsumori Nozomi) (70773026)	慶應義塾大学・文学部(三田)・講師(非常勤) (32612)	
研究分担者	藤間 公太 (Touma Kouta) (60755916)	国立社会保障・人口問題研究所・社会保障応用分析研究部・第2室長 (82628)	